

(様式第2号)

監委第81号
平成22年11月18日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 伊藤 薫 様
選挙管理委員会委員長 町田 忠 様
公平委員会委員長 横山 溥 様
固定資産評価審査委員会委員長 眞下 武久 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 本田 一代

定期監査結果報告書

(秘書室・会計課・議会事務局・上下水道局・総務部・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成22年10月28日から平成22年11月11日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成22年度(平成22年9月30日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 秘書室

(1) 組織

本監査日現在、秘書室の職員は5名である。

(2) 事務分掌

秘書に関する事項

ア 市長及び副市長の秘書に関すること。

イ 交際、渉外及び儀式に関すること。

ウ ほう賞及び功労者、徳行者等の表彰に関すること。

エ 公印(出納員印及び分任出納員印を除く。)の管理に関すること。

◎ 会計課

(1) 組 織

本監査日現在、会計課の職員は13名であり、審査係及び出納係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。
- イ 現金及び有価証券の記録管理に関すること。
- ウ 支出負担行為の確認及び収入調定の審査に関すること。
- エ 決算の調製に関すること。

◎ 議会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、議会事務局の職員は13名（内、嘱託職員1名）であり、議会総務課は、総務係及び議事係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 議長及び副議長の秘書に関すること。
- イ 交際及び儀式に関すること。
- ウ 公印の保管に関すること。
- エ 議長会に関すること。
- オ 予算及び決算に関すること。
- カ 文書の收受発送及び保管に関すること。
- キ 議員の身分に関すること。
- ク 議員報酬及び費用弁償に関すること。
- ケ 議員の共済年金に関すること。
- コ 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- サ 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- シ 議会関係各室の管理に関すること。
- ス 議場の管理に関すること。
- セ 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- ソ 政務調査費に関すること。
- タ 本会議及び協議会に関すること。
- チ 委員会に関すること。
- ツ 公聴会に関すること。
- テ 議事日程及び諸報告に関すること。
- ト 議会提出議案に関すること。
- ナ 議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。
- ニ 議決事項の処理に関すること。
- ヌ 質問通告に関すること。
- ネ 会議録等会議の記録に関すること。
- ノ 会議録検索システムに関すること。

- ハ 議案その他の事件に関する調査及び情報収集に関すること。
- ヒ その他議事に関すること。
- フ 各種資料の収集及び作成に関すること。
- ヘ 関係法令の調査に関すること。
- ホ 行政視察の受け入れに関すること。
- マ 議会広報に関すること。
- ミ 議会の傍聴に関すること。
- ム 議会史に関すること。
- メ 議会図書室に関すること。
- モ その他調査広報に関すること。

◎ 上下水道局

(1) 組 織

本監査日現在、上下水道局の職員は64名(うち嘱託職員2名)であり、4課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 上水道に関する事項
- イ 下水道に関する事項

○ 上下水道総務課

(1) 組 織

本監査日現在、上下水道総務課の職員は15名であり、上水管理係、包括委託係、下水管理係及び下水財務係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 水道事業の運営及び調整に関すること。
- イ 職員の人事、給与その他職員に関すること。
- ウ 条例等に関すること。
- エ 予算決算その他財務に関すること。
- オ 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- カ 財産管理に関すること。
- キ 給水装置工事事業者に関すること。
- ク 水道料金等に関すること。
- ケ 使用水量の計量認定及び水道使用の届出に関すること。
- コ 包括業務委託に関すること。
- サ 他の課に属さない事項に関すること。
- シ 下水道事業等の管理運営に関すること。
- ス 下水道事業等の財産管理に関すること。

○ 水道工務課

(1) 組 織

本監査日現在、水道工務課の職員は14名であり、工務管理係、工務一係及び工務二係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 水道施設の基本計画及び拡張工事等に関すること。
- イ 水道施設の改良工事等に関すること。
- ウ 水質に関すること。
- エ 取水、浄水及び配水管等の維持管理に関すること。
- オ 水源施設及び浄水施設の管理に関すること。
- カ 給水装置工事及び水道メーターの管理等に関すること。
- キ 給水工事事業者の指導監督に関すること。
- ク 給水管及び配水管等の維持管理に関すること。
- ケ 漏水防止に関すること。

○ 下水道整備課

(1) 組 織

本監査日現在、下水道整備課の職員は18名（内、嘱託職員1名）であり、管理係、下水道一係、下水道二係及び浄化槽普及係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道事業等の全体計画に関すること。
- イ 下水道施設等の建設に関すること。
- ウ 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- エ 農業集落排水施設の建設促進に関すること。

○ 下水道施設課

(1) 組 織

本監査日現在、下水道施設課の職員は14名（内、嘱託職員1名）であり、施設係、普及係及びクリーンセンター係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 下水道等施設の維持管理に関すること。
- イ 排水施設工事等に関すること。
- ウ 水洗化の普及促進に関すること。
- エ 指定下水道工事店の指定及び指導監督に関すること。
- オ し尿等の処理計画に関すること。
- カ し尿等処理施設の維持管理に関すること。
- キ 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ク し尿等の処理の委託業務に関すること。

◎ 総務部

(1) 組 織

本監査日現在、総務部の職員は173名(うち嘱託職員19名、臨時職員4名)であり、9課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市議会に関する事項
- イ 文書及び法規に関する事項
- ウ 財政に関する事項
- エ 契約及び財産に関する事項
- オ 市税の賦課に関する事項
- カ 工事、物品等の検査及び補助金等の審査に関する事項
- キ 市税の徴収に関する事項
- ク 公金滞納整理に関する事項
- ケ その他他の主管に属さない事項

○ 総務課

(1) 組 織

本監査日現在、総務課の職員は8名であり、総務係及び法制係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 文書の管理に関すること。
- イ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ウ 訴訟及び不服申立ての指導及び助言に関すること。
- エ 条例及び規則に関すること。
- オ 合併に関すること。
- カ 市の境界、町界及び町名に関すること。
- キ 市議会等との連絡に関すること。
- ク 選挙管理委員会に関すること。
- ケ 公平委員会に関すること。
- コ 固定資産評価審査委員会に関すること。
- サ 太田市行政審査に関すること。
- シ 他の部課に属さない事項に関すること。

○ 財政課

(1) 組 織

本監査日現在、財政課の職員は9名である。

(2) 事務分掌

- ア 財政計画に関すること。
- イ 予算編成及び執行管理に関すること。
- ウ 地方交付税に関すること。

エ 市債及び一時借入金に関すること。

オ 基金の繰入れに関すること。

○ 管財課

(1) 組 織

本監査日現在、管財課の職員は14名(うち嘱託職員3名)であり、管財係、庁舎管理係、用度係及び車両係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 市有財産の取得並びに普通財産の管理及び処分に関すること。

イ 市庁舎及び構内の維持管理並びに取締りに関すること。

ウ 基金の管理に関すること。

エ 物品の出納保管に関すること

オ 車両の管理等に関すること。

○ 契約課

(1) 組 織

本監査日現在、契約課の職員は13名であり、契約一係、契約二係及び監理係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 工事に係る入札・契約に関すること。

イ 工事関連業務委託に係る入札・契約に関すること。

ウ 物品等の購入契約に関すること。

○ 検査課

(1) 組 織

本監査日現在、検査課の職員は6名である。

(2) 事務分掌

ア 工事の検査に関すること。

イ 補助事業の審査に関すること。

○ 市民税課

(1) 組 織

本監査日現在、市民税課の職員は31名(うち嘱託職員2名、臨時職員2名)であり、諸税係、市民税一係及び市民税二係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 税制事務に関すること。

イ 個人市県民税の賦課に関すること。

ウ 法人市民税の賦課に関すること。

エ 軽自動車税の賦課に関すること。

オ 国民健康保険税の賦課に関すること。

- カ 市たばこ税の賦課に関する事。
- キ 入湯税の賦課に関する事。
- ク ゴルフ場利用税交付金に関する事。
- ケ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事。
- コ 所管に係る諸証明に関する事。

○ 資産税課

(1) 組織

本監査日現在、資産税課の職員は32名(うち嘱託職員2名、臨時職員1名)であり、管理・償却資産係、土地係及び家屋係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 固定資産税の賦課に関する事。
- イ 都市計画税の賦課に関する事。
- ウ 特別土地保有税の賦課に関する事。
- エ 国有資産等所在市町村交付金等に関する事。
- オ 所管に係る諸証明及び閲覧に関する事。

○ 納税課

(1) 組織

本監査日現在、納税課の職員は34名(うち嘱託職員12名、臨時職員1名)であり、管理係、納税一係、納税二係及びコールセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市税の徴収に関する事。
- イ 国民健康保険税の徴収に関する事。
- ウ 滞納処分に関する事。
- エ 納税相談に関する事。
- オ 納税証明に関する事。

○ 収納対策課

(1) 組織

本監査日現在、収納対策課の職員は20名である。

(2) 事務分掌

- ア 滞納市税の徴収及び滞納公金の収納に関する事。
- イ 滞納処分に関する事。
- ウ 納税相談に関する事。
- エ 滞納公金の債権管理に関する事。
- オ 滞納公金の納入相談に関する事。

◎ 選挙管理委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、選挙管理委員会事務局の職員は12名(うち併任10名)である。

◎ 公平委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、公平委員会事務局の職員は5名(併任)である。

◎ 固定資産評価審査委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、固定資産評価審査委員会事務局の職員は5名(併任)である。

4. 監査の結果

(1) 執行状況

秘書室、会計課、議会事務局、上下水道局、総務部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。